

新型コロナウイルス 対策の手引き（全面改訂版）

〈障害福祉サービス事業所〉

令和4年1月

神戸市 福祉局 障害者支援課

目 次

1	はじめに	1
2	神戸市における発生時ワークフロー	2
3	参考ホームページ	4
4	連絡先	5

※本マニュアルは、これまで訪問系、入所系・通所系と別れていた「新型コロナウイルス対策の手引き」を全面改訂し、厚生労働省作成の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」及び「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」と一緒に活用していただくようになっております。

1. はじめに

障害福祉サービスを提供する事業所は、サービスを提供する対象が感染症に対する抵抗力が弱い障害者であるため、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。また、新型コロナウイルスの感染自体を完全になくすことはできないことを踏まえ、感染の被害を最小限にすることが求められます。このため、事業所等では、新型コロナウイルスを予防する体制を整備し、平常時から対策を講じるとともに、発生時には迅速適切に対応することが必要になります。

具体的には、本手引きと厚生労働省から示されている「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」、「業務継続ガイドライン」等を参考に、自らの事業所に必要な職員研修を実施し、実効性の高い新型コロナウイルス対策マニュアル（感染症マニュアル等がある場合は、新型コロナウイルス対策を追加）を作成してください。

また、「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」に、社会福祉施設等の取組みの記載もありますので、参考にしてください。

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(入所系・通所系・訪問系)
「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」(新型コロナウイルス感染症・自然災害)
掲載URL(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

2. 神戸市における発生時ワークフロー

障害福祉サービス施設・事業所等で新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合は、下記の流れに基づいて、対応をお願いします。

利用者や職員の家族や近しい人などで、感染者もしくは濃厚接触者が発生するなど、新型コロナウイルス感染症の感染を身近に感じる事案が発生した。

※ただし、利用者や職員の感染や濃厚接触者など明確な情報は入手できていない状態。

感染予防を徹底しながら、サービスを継続。
(事業所で作成した感染症マニュアル等を参考に) 正確な情報の収集を行う

利用者又は職員に、濃厚接触者が発生したことを確認。

利用者又は職員に、感染者 (PCR 検査陽性)が発生したことを確認。

- ① 第1報を速やかに連絡アプリで報告する。
- ② 濃厚接触者は保健所の指示に従いPCR検査(行政検査)を受診する。

- ① 第1報を速やかに連絡アプリで報告し、『神戸市新型コロナウイルス感染症発症時対応フロー』に基づき対応する。
- ② 個人情報の漏洩には十分に注意しながら、利用者の並行利用事業所や関係機関と情報を共有する。
- ③ 他の利用者への報告の際は個人が特定されないよう十分に配慮する。

濃厚接触者となった職員	濃厚接触者となった利用者
自宅待機	【通所系サービス】 自宅待機。必要に応じて、訪問系サービスを調整 【訪問系サービス】 十分な感染症対策を行い、サービス提供を継続。 【入所系サービス】 十分な感染症対策を行い、サービス提供を継続。

自主休業を行う場合は、利用者への必要な支援が確保できるよう調整を行うとともに、障害者支援課へ報告をあげること。

PCR 検査の結果

陽性

陰性

【通所系サービスの利用】
健康観察期間中のサービス利用は停止。必要に応じて、訪問系サービスの調整を行う。
【訪問系・入所系のサービスの利用】
十分な感染症対策を行い、サービス提供を継続。

※神戸市への報告等の詳細については、次ページの「神戸市新型コロナウイルス感染症発症時対応フロー」を参照すること。

新型コロナウイルス感染症発生時対応フロー

保健所	施設・事業所	障害者支援課
	① 感染判明	
	(対応) ・ 情報収集 ・ ゾーニング、感染拡大予防対策 ・ 施設内消毒 ・ 利用者、職員等の健康観察 ・ 事業継続のための運営体制確保の検討 ・ 関係者への連絡・報告など	
	② 感染発生情報報告	
	◎できるだけ速やかに「感染症神戸モデルにおける感染症発生状況連絡アプリ」により報告する。 (※) 難しい場合は、各区保健センターと監査指導部に電話連絡をする。 (原則、障害者支援課への報告不要)	
疫学調査実施 感染対策につ いての指導・ 助言	③ 保健所調査協力	
	必要に応じて障害者支援課に報告 ← ①感染状況 (感染者人数、検査対象者、検査日程等) ②利用者状況 (サービス提供状況、感染者との接触状況、家族への連絡状況等) ③ (通所の場合) 他事業所との併行利用状況 ④保健所からの指示内容 ⑤職員体制について ⑥事業継続・休業予定 (期間) ⑦連絡先、対応窓口 (職員)	必要に応じて事業所に連絡・助言・指示 →

	※入所系施設で感染者が発生した場合は、入所者、職員全員 PCR 検査実施	保健所による検査対象以外の職員については、人数、検査日程等の調整。
	<クラスター発生時> ※原則として記者発表	
	(通所・訪問系) ①事業継続・休業予定等について報告 ②利用者等への連絡 ③他事業所との併行利用者がいる場合、他事業所への連絡 (利用者へのサービス提供等についての調整含む) (入所系) 事業継続のための職員体制確保 (法人内) 法人内での職員体制確保ができない場合、応援依頼の検討 →応援依頼する場合、人数、期間、応援職員の業務内容等を検討 応援職員派遣について相談・依頼 →	状況把握。必要に応じて、助言、指示 施設連盟に応援職員派遣につき調整依頼。
	事業継続 ←	施設連盟より応援職員派遣
	④事態終息 (必要に応じて障害者支援課に報告)	

※下記の「神戸モデル-早期探知地域連携システム-」のページの「感染症 (インフルエンザ含む) ・食中毒疑い発生状況連絡票」のアプリを使ってご報告ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/kobe_model.html

3. 参考ホームページ

○障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○新型コロナウイルス関連のお知らせ (障害福祉サービス等事業者向け) (兵庫県)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/singatakorona.html>

○新型コロナウイルス関連のお知らせ (事業者向け) (神戸市)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shogaijigyoushinkorona.html>

4. 連絡先

①神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口（帰国者・接触者相談センター）
078-322-6829

②救急相談（24時間対応）（救急安心センターこうべ 救急相談ダイヤル）
#7119（ダイヤル回線やIP電話は 078-331-7119）

③感染者等が発生した場合

神戸市では、「感染症神戸モデルにおける感染症発生状況連絡アプリ」を導入
しています（令和3年10月26日付神健保保第7797号文書参照）。

※陽性者が1名以上発生した場合は、感染症状況連絡アプリでお知らせくださ
い。

神戸市保健所（各区保健センター）

- ・お住まいの区および支所の保健センター
- ・平日の8時45分から17時15分の間
- ・各区および支所 電話番号

東灘区	078-841-4131
灘区	078-843-7001
中央区	078-232-4411
兵庫区	078-511-2111
北区	078-593-1111
北区（北神区役所）	078-981-5377
長田区	078-579-2311
須磨区	078-731-4341
北須磨支所	078-793-1335
垂水区	078-708-5151
西区	078-929-0001

神戸市福祉局監査指導部

- ・平日の8時45分から17時30分の間

訪問系 078-322-6326（f a x 078-322-6045）

通所施設系 078-322-5232（f a x 078-322-5771）

④その他障害福祉サービスに関すること

神戸市福祉局障害者支援課

訪問系 078-322-5230（f a x 078-322-6065）

通所系 078-322-5231（f a x 078-322-6066）

入所系 078-322-6352（f a x 078-322-6066）

相談系 078-322-6332（f a x 078-322-6065）

児童系 078-322-6780（f a x 078-322-6065）